

融資対象となる使いみち

融資対象の例	運転資金	商品・原材料の仕入れ／買掛金の決済／支払手形の決済／外注費／広告宣伝費 ／従業員の人件費
	設備資金	機械・什器等、設備機器の購入／業務用車両の購入／ 店舗・事務所等の新・増改築費用／不動産賃貸物件の改修等費用
融資対象外の例		代表者・役員の人件費／既に支払い済みの購入代金／生活費／借入金の返済／ 納税の支払い／借換・一本化のための資金（※） ※既存債務を新たな融資で借り換えること（借換） ※1つ以上の既存債務を新たな融資で1つにまとめること（一本化） ※ただし、経営改善借換資金・経営力強化資金を除く

【車両購入時の注意】

- 業務用車両の購入は、必要以上の高級車や業務と無関係な装備（例えば4WD車・寒冷地仕様等）は融資対象外です。融資あっせんの可否判断は、車種・大きさ・業種での必要性・当該車使用の従業員数・見積金額・自家使用の可能性がない等を総合的に勘案して決定します。

【不動産賃貸業の注意】

- 融資対象となるのは賃貸物件の改修等費用のみです。
- 自家用部分が含まれた賃貸物件の建物全体にかかる工事の場合は、事業部分に応じた額が融資対象となります。融資対象額の算出方法は、不動産所得用決算書（確定申告書等）の減価償却費の明細書に記載されている貸付割合を、改修費用等の見積額に乗じた額となります。
- 共有名義の建物で各々売上げがある場合、連帯債務となります。

【住宅宿泊業（民泊）の注意】

- 設備資金は、総費用の180／365の範囲内となります。

利子補給

一部の融資制度は、区から利子の一部を補助します。(5頁「区負担利率」欄参照) 支給方法の詳細は、金融機関にお問い合わせください。

なお、過払いが発生した場合には、金融機関を通じて遡って返還していただきます。

〈利子補給の終了事由〉

次の事由が生じた場合、利子補給を終了します。

- 法人が本店登記を区外に移したとき
- 個人が主たる事業所(※1)を区外に移したとき(事業主の住所が区内にある時は、利子補給継続)
- 一括繰上完済をしたとき
- 創業支援資金商店街空き店舗特例による資金貸付を受けている方が、当該店舗から移転したとき
- 代位弁済(※2)があったとき。(期限の利益喪失日に終了)
- 世田谷区制度融資取扱支店以外へ取引口座を移管したとき
- 申し込み内容に偽りがあったとき

(※1) 全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等

(※2) 借入人が東京信用保証協会の保証付融資の返済が出来なくなった場合、東京信用保証協会が金融機関に対して残りの借入金全額を返済すること。借入人は以後の返済を東京信用保証協会にすることになります。

東京信用保証協会と信用保証制度

1. 東京信用保証協会の役割と仕組み

東京信用保証協会は、中小企業者が事業資金を金融機関から借り入れる際、保証人となる公的機関です。東京信用保証協会が保証人となることで中小企業者の信用力を補完し資金調達を円滑にします。保証に際しては、申込者の資金の用途・金額等の妥当性、返済能力等を総合的に判断して信用保証の可否や保証金額を決定します。(一部制度については、東京都農業信用基金協会の信用保証の場合あり)

2. 信用保証料

信用保証料とは、東京信用保証協会が金融機関に対して、申込者の保証をすることの対価として受け取るもので、申込者が金融機関から融資を受ける際に支払います。

〈お問い合わせ〉 東京信用保証協会 渋谷支店 電話 03-5468-0135